

証券コード：5580



第16回
定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2023年11月29日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム

報告事項 第16期（2022年9月1日から2023年8月31日
日まで）事業報告及び計算書類報告の件

株式会社プロディライト

証券コード 5580
2023年11月14日

株 主 各 位

大阪市中央区高麗橋三丁目3番11号
淀屋橋フレックスタワー2階
株式会社プロディライト
代表取締役社長 小南 秀光

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会は決議事項がございませんので、議決権行使書用紙に代えて株主総会出席票を本招集ご通知とあわせてお送りしております。当日ご出席の際は、お手数ながらお送りした株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://prodelight.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IRトップ」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5580/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「プロディライト」又は「コード」に当社証券コード「5580」(半角)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



敬 具

記

1. 日 時 2023年11月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第16期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

(2022年9月1日から)  
(2023年8月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、エネルギー・資源価格の高騰、円安の影響に伴い、国内物価の上昇が続いているものの、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴うインバウンド需要の増加、雇用・所得改善を背景とした個人消費の増加等、各種政策の効果もあり、内需を中心に景気は緩やかな回復傾向にあります。

クラウドPBX市場の規模は、2022年度実績の242億円から2023年度見込は286億円（前年度比18.2%増）、FMC（Fixed Mobile Convergence）市場の規模は、2022年度実績の313億円から2023年度見込は326億円（前年度比4.2%増）、03や06等の市外電話番号を利用した0ABJ電話サービス市場（法人利用）の規模は、2022年度2,668億円から2023年度見込は2,627億円（前年度比1.5%減）（出典：株式会社富士キメラ総研「2023コミュニケーション関連マーケティング調査総覧」）と総じて拡大しており、今後もテレワークの推進、フリーアドレス化などのオフィス環境の変化、企業のBCP（事業継続計画）対策の強化等に向けた取組みとしてのクラウドPBX導入など市場の成長が見込まれています。

このような状況のなかで、当社では前事業年度に引き続き、自社開発のクラウドPBX「INNOVERA」を中心に、様々なIP電話回線、スマートフォンアプリ、ネット回線、固定端末をワンストップで提供することにより、お客様の「電話のDX」の実現など、更なる収益力の向上に取り組んでまいりました。2023年2月に「INNOVERA」AIオプションの第3弾として、音声通話からユーザーの感情を分析できる「INNOVERA Emotion」をリリース、同年3月に「INNOVERA」と、株式会社ジオコードの提供するクラウド営業支援ツール「ネクストSFA」とのAPI連携サービスを開始、同年7月に従業員の状況（在席中、離席中等）が確認できる「プレゼンス」機能を「INNOVERA」に実装、電話でのお問い合わせをWebでの案内に誘導することで対応の効率化を図る「SMS送信」機能の開発完了（2023年10月リリース）など、「INNOVERA」の更なる進化を目指してまいりました。また、2022年9月より開始した販売代理店制度「パートナープログラム」では、獲得アカウント数に応じて販売代理店のランクを設定する「メンバーシップ制度」等を導入し、販売代理店とのパートナーシップ強化を通じた販売力の強化に取り組んでまいりました。今後もお客様の利便性が向上するための新機能開発、これまでにないビジネスフォンの用途の提案を行ってまいります。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,008,319千円（前事業年度比13.0%増）、営業利益は129,389千円（同16.9%増）、経常利益は126,498千円（同10.2%増）、当期純利益は90,581千円（同10.7%増）となりました。

なお、当社は全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計に占める音声ソリューション事業の割合が、いずれも90%を超えているため、セグメントごとの経営成績の記載は省略し、サービス区分別の状況を記載しております。当事業年度におけるサービス区分別の状況は、次のとおりであります。

#### （システムサービス）

システムサービスは、前事業年度に引き続き、顧客のDX需要が堅調であり、パートナープログラムも奏功したことから、「INNOVERA」のアカウント数を順調に伸ばしました。その結果、売上高636,653千円（同11.1%増）、売上総利益379,559千円（同6.2%増）となりました。

#### （回線サービス）

0ABJ型IP電話回線サービスは、「INNOVERA」のアカウント増に伴うチャンネルの増加のほか、既存顧客の事業や拠点拡大等によるチャンネル追加があったことから、「IP-Line」の総チャンネル数が増加いたしました。その結果、売上高1,077,709千円（同14.1%増）、売上総利益459,061千円（同14.9%増）となりました。

#### （端末販売）

端末販売は、「INNOVERA」の大型案件の受注に伴うYealink社製SIP端末の販売が好調であったことから、販売台数が増加いたしました。その結果、売上高251,063千円（同7.9%増）、売上総利益82,011千円（同11.5%増）となりました。

#### （その他）

その他の売上高につきましては、売上高42,892千円（同62.5%増）、売上総利益42,892千円（同62.5%増）となりました。

当社はストック型ビジネスモデルのため、「INNOVERA」のアカウント数（利用端末数）、及び「IP-Line」のチャンネル数（同じ電話番号での同時利用可能者数）を伸ばし、アカウント及びチャンネルの解約率を低く抑えることが安定した収益拡大につながります。そのため、「INNOVERA」の増加アカウント数と解約率、「IP-Line」の増加チャンネル数と解約率、リカリング（継続）売上高比率を重要な経営指標と考えております。当事業年度において「INNOVERA」総アカウント数及び「IP-Line」総チャンネル数については、パートナープログ

ラムが奏功し、順調に推移しております。2021年8月期以降のこれらの重要な経営指標の推移は、以下のとおりであります。

|                              | 2021年8月期 | 2022年8月期 | 2023年8月期 |
|------------------------------|----------|----------|----------|
| 「INNOVERA PBX」総アカウント数（アカウント） | 20,474   | 26,829   | 33,761   |
| 月平均解約率（アカウント）（%）             | 1.17     | 0.64     | 0.90     |
| 「IP-Line」総チャンネル数（チャンネル）      | 44,780   | 53,448   | 64,652   |
| 月平均解約率（チャンネル）（%）             | 1.48     | 0.85     | 0.94     |
| リカーリング売上高比率（%）               | 74.6     | 79.5     | 80.1     |

- （注） 1. 「INNOVERA PBX」総アカウント数は、当事業年度末時点の「INNOVERA PBX1.0」と「INNOVERA PBX2.0」の契約アカウント数の合計を記載しております。（「INNOVERA Outbound」のアカウント数は含みません）。
2. 月平均解約率（アカウント）（%）は、「INNOVERA PBX1.0」と「INNOVERA PBX2.0」の当月解約アカウント数÷前月末の契約総アカウント数で毎月の解約率を計算し、その12ヵ月の平均を記載しております。
3. 「IP-Line」総チャンネル数は、当事業年度末時点の「IP-Line」契約総チャンネル数（OEM含む）の合計を記載しております。
4. 月平均解約率（チャンネル）（%）は、「IP-Line」の当月解約チャンネル数÷前月末の契約総チャンネル数で毎月の解約率を計算し、その12ヵ月の平均を記載しております。
5. リカーリング売上高比率（%）は、リカーリング・レベニュー（システムサービス売上高+回線サービス売上高-初期導入費用）÷総売上高で計算して、記載しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は48,152千円であります。その主な内容は、名古屋支店の移転に伴う内装工事費用、自社利用ソフトウェアの開発であります。

③ 資金調達の状況

2023年6月28日の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募増資及びオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当増資により、総額293,045千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第13期<br>(2020年8月期) | 第14期<br>(2021年8月期) | 第15期<br>(2022年8月期) | 第16期<br>(当事業年度)<br>(2023年8月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (千円)       | 1,320,776          | 1,599,193          | 1,777,101          | 2,008,319                     |
| 経常利益 (千円)      | 43,729             | 89,711             | 114,738            | 126,498                       |
| 当期純利益 (千円)     | 39,092             | 63,078             | 81,850             | 90,581                        |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 27.69              | 44.68              | 57.98              | 62.63                         |
| 総資産 (千円)       | 844,891            | 879,970            | 864,374            | 1,162,179                     |
| 純資産 (千円)       | 124,195            | 187,274            | 269,124            | 652,752                       |
| 1株当たり純資産 (円)   | 87.98              | 132.66             | 190.65             | 399.76                        |

- (注) 1. 当社は、2020年9月1日付で普通株式1株につき10株の割合及び2022年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行いました。第13期(2020年8月期)の期首に両株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

クラウドPBX等の音声ソリューション事業は、導入コストの低さとスピーディーな導入が可能な点から注目を集める一方、新規参入が多い事業でもあります。当社は、競合他社との差別化を図るために、顧客のニーズを的確に捉えたサービスの開発や信頼性の高いシステムの構築が必要であると考え、以下の7点を重点課題として取り組んでおります。

##### ① 開発力の強化

競合他社との差別化を推進するにあたり、様々な規模、業種、業界の顧客の声が集まることを活かし、操作画面の使用性向上、レポート機能強化及び新機能追加の開発に加え、新たにAPI技術を用いて「楽テル」、「kintone」及び「ネクストSFA」など他社のクラウドサービスとの協業連携やAI技術の応用等により、付加価値向上並びにユーザビリティの追求を行っております。具体的には2024年8月期には状況・条件に応じて着信するユーザーをあらかじめ指定できる「自動着信呼分配」機能を「INNOVERA」に搭載、AI技術である「音声合成」を「INNOVERA」と連携する予定であります。

##### ② システム安定性の強化

当社はクラウドPBXシステムの提供及び音声伝送サービスを行っているため、高い安全性及び稼働率が常に求められます。それらを実現すべく、365日24時間のシステム提供に耐えうる設備投資等を含め、持続可能かつ高品質なサービスを追求しております。

##### ③ 人材育成

当社従業員の平均勤続年数は4年5ヵ月（2023年8月31日現在）と短く、企業理念、行動指針、経営方針を体現できる人材の育成が課題であると認識し、新入社員・一般社員・管理職の各階層向けに研修を実施し、人材育成を強化しております。また、今後の更なる成長には、自ら考え、変化に対応していくことでビジネスを創り出せる人材の育成が必要と考えております。そのため、各階層向け研修の他、チャレンジする社員に対しては人材教育を行うための研修制度を充実させ積極的な育成を行ってまいります。

##### ④ 組織体制の整備

当社は少人数で効率的な組織運営を図り、生産性の向上に努めております。しかし今後、大きく成長していくためには、人員の拡充と組織体制の整備が必要不可欠であると考えております。顧客の要望をスピーディーに実現できる組織を目標に、専門能力を有する人材の補強、社内研修の更なる充実及び管理職のマネジメント能力の強化を図り、組織体制の整備を進めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

企業の成長には、顧客のみならず、社会的な信用を得ることも重要な課題であると考えております。そのため当社はコーポレート・ガバナンスの充実に努め、内部統制システム及びコンプライアンス体制の強化、並びに経営の透明性の確保を図り、企業倫理の一層の向上に努めてまいります。

⑥ 知名度の向上

当社は主力サービスである「INNOVERA」を7年以上販売してきた実績がありますが、いまだ認知度は高いとは言えず、ブランドとしては未成熟と考えております。しかし、働き方改革が浸透しテレワークやオフィスのフリーアドレス化に対するニーズが増していく中で、クラウドPBXは、企業にとって必要なサービスになりつつあります。今後はWeb広告やWebサイトの強化、販売代理店網の拡大などを通じた導入企業の拡大に向け、知名度の向上に取り組んでまいります。

⑦ 事業基盤の拡充

当社のビジネスは音声通話に関連したシステム・回線・端末のソリューションをワンストップで提供ができることを強みとしております。新機能やAI技術の応用により「INNOVERA」の付加価値を高め、主要事業の拡大に努めるとともに、他社のクラウドサービスとの協業連携を推進し、周辺事業の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

| 事業区分        | 事業内容                                                             |
|-------------|------------------------------------------------------------------|
| 音声ソリューション事業 | IP電話用の自社開発クラウドPBX「INNOVERA」等、音声コミュニケーションのDXに向けたワンストップ・ソリューションの提供 |

#### (6) 主要な営業所 (2023年8月31日現在)

| 名 称       | 所 在 地  |
|-----------|--------|
| 本 社       | 大阪市中央区 |
| 東 京 支 店   | 東京都中央区 |
| 福 岡 支 店   | 福岡市博多区 |
| 名 古 屋 支 店 | 名古屋市中区 |

#### (7) 使用人の状況 (2023年8月31日現在)

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 97名     | 2名増       | 38.6歳   | 4年5ヵ月       |

(注) 使用人数は就業人員であり、受入出向者、契約社員、パートタイマーは就業していません。

#### (8) 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額    |
|-------------------------|----------|
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 82,900千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 79,918千円 |
| 株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行   | 36,348千円 |

#### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年6月28日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。上場にあたり実施した公募増資により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ99,360千円増加いたしました。また、2023年7月25日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当増資により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ47,162千円増加いたしました。

## 2. 株式の状況 (2023年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,640,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,632,850株  
(3) 株主数 1,242名  
(4) 大株主

| 株 主 名                         | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------------|----------|---------|
| 小 南 秀 光                       | 600,000株 | 36.74%  |
| 川 田 友 也                       | 200,000  | 12.24   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券             | 105,900  | 6.48    |
| 日 本 ビ ジ ネ ス シ ス テ ム ズ 株 式 会 社 | 100,000  | 6.12    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社               | 49,700   | 3.04    |
| プ ロ デ ィ ラ イ ト 従 業 員 持 株 会     | 30,600   | 1.87    |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社           | 20,900   | 1.27    |
| 株 式 会 社 C ・ S ・ R             | 19,500   | 1.19    |
| 鈴 木 芳 徳                       | 17,200   | 1.05    |
| 野 村 証 券 株 式 会 社               | 15,400   | 0.94    |

(注) 自己株式は保有しておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

## (6) その他株式に関する重要な事項

- ① 2022年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が1,129,320株増加しております。また、会社法第184条第2項の規定に基づき、株式分割の効力発生日である2022年9月1日付で定款を変更し、発行可能株式総数を2,000,000株から10,000,000株に変更しております。
- ② 2023年2月28日開催の臨時株主総会決議に基づく定款の一部変更により、2023年2月28日付で、発行可能株式総数を10,000,000株から5,640,000株に変更しております。
- ③ 当社は、2023年6月28日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。上場にあたり実施した公募増資により発行済株式の総数が150,000株増加しており、また、2023年7月25日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当増資による新株式の発行により発行済株式の総数が71,200株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

|                        |                   | 第 3 回 新 株 予 約 権             |                          |
|------------------------|-------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2022年1月13日                  |                          |
| 新株予約権の数                |                   | 10,400個                     |                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式<br>(新株予約権1個につき         | 52,000株<br>5株)           |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない         |                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)       | 3,500円<br>700円)          |
| 権利行使期間                 |                   | 2024年2月16日から2032年1月13日まで    |                          |
| 行使の条件                  |                   | (注)                         |                          |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 10,400個<br>52,000株<br>2名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 一個<br>一株<br>一名           |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 一個<br>一株<br>一名           |

(注) 1. 第3回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ①新株予約権者は、その行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、又は社員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、定年により退職し、任期満了により退任し、又は会社の都合によりこれらの地位を失った場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合には、相続人は、相続の発生日から6ヵ月以内に会社が定めた手続きを完了した場合に限り、その権利を行使することができる。

2. 2022年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年8月31日現在)

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                            |
|---------------|---------|----------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 小 南 秀 光 |                                                    |
| 専 務 取 締 役     | 川 田 友 也 | 事業管理本部統括                                           |
| 常 務 取 締 役     | 奥 井 琢 磨 | 営業本部統括                                             |
| 取 締 役         | 金 森 一 樹 | 管理本部統括                                             |
| 取 締 役         | 田 中 健 作 | 株式会社オンサイト代表取締役<br>株式会社レッドポイント取締役<br>三陽工業株式会社社外取締役  |
| 取 締 役         | 池 口 正 剛 | 株式会社グッド・フォー・オール代表取締役                               |
| 常 勤 監 査 役     | 田 坂 哲 史 |                                                    |
| 常 勤 監 査 役     | 桂 真 理 子 | 公認会計士<br>桂公認会計士事務所 所長                              |
| 監 査 役         | 大 井 理   | 弁護士<br>松柏法律事務所パートナー<br>WDBココ株式会社社外取締役              |
| 監 査 役         | 松 嶋 康 介 | 公認会計士・税理士<br>松嶋公認会計士税理士事務所 所長<br>ドギーマンハヤシ株式会社社外監査役 |

- (注) 1. 取締役田中健作氏及び池口正剛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桂真理子氏、大井理氏及び松嶋康介氏は、社外監査役であります。
3. 監査役桂真理子氏、大井理氏及び松嶋康介氏は、以下のとおり、財務及び会計並びに法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役桂真理子氏は、公認会計士の資格を有しております。
  - ・監査役大井理氏は、弁護士の資格を有しております。
  - ・監査役松嶋康介氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。

なお、法令に違反することを認識しながら被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求等は填補の対象外とされており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

当社は2023年2月15日開催の取締役会決議により、報酬額等の決定に際して透明性・公正性を確保することを目的として、社外取締役池口正剛氏を委員長とし、代表取締役社長小南秀光氏、社外取締役田中健作氏並びに社外監査役桂真理子氏、大井理氏及び松嶋康介氏を構成員とした任意の報酬委員会を設置しております。

各取締役の報酬額は、各取締役の職務、成果及び貢献度等を総合的に考慮のうえ、報酬委員会の答申に基づき取締役会で決議しております。

なお、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬は、現在導入しておりません。

各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |          |          | 対象となる<br>役員の数 |
|--------------------|---------------------|---------------------|----------|----------|---------------|
|                    |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |               |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 76,322千円<br>(6,870) | 76,322千円<br>(6,870) | -<br>(-) | -<br>(-) | 6名<br>(2)     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 22,350<br>(14,100)  | 22,350<br>(14,100)  | -<br>(-) | -<br>(-) | 4<br>(3)      |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 98,672<br>(20,970)  | 98,672<br>(20,970)  | -<br>(-) | -<br>(-) | 10<br>(5)     |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2021年11月26日開催の第14回定時株主総会において年額250,000千円以内（うち、社外取締役年額30,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）であります。また、上記の報酬額の範囲内で、取締役に対して、役位及び職責に応じて付与する新株予約権の数を定め、その他の条件も含めて株主総会及び取締役会の決議によりストック・オプションを付与しております。

3. 監査役の金銭報酬の額は、2021年11月26日開催の第14回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区 分   | 氏 名     | 重要な兼職の状況                                          | 当社との関係       |
|-------|---------|---------------------------------------------------|--------------|
| 社外取締役 | 田 中 健 作 | 株式会社オンサイト代表取締役<br>株式会社レッドポイント取締役<br>三陽工業株式会社社外取締役 | 特別の関係はありません。 |
|       | 池 口 正 剛 | 株式会社グッド・フォー・オール<br>代表取締役                          | 特別の関係はありません。 |
| 社外監査役 | 桂 真 理 子 | 桂公認会計士事務所 所長                                      | 特別の関係はありません。 |
|       | 大 井 理   | 松柏法律事務所パートナー<br>WDBココ株式会社社外取締役                    | 特別の関係はありません。 |
|       | 松 嶋 康 介 | 松嶋公認会計士税理士事務所 所長<br>ドギーマンハヤシ株式会社社外監査役             | 特別の関係はありません。 |

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                     |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 田 中 健 作 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。<br>主にIT系企業を含め企業経営における豊富な経験と幅広い見地から、取締役会では議案の審議等に際して適宜必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。<br>また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。  |
| 社外取締役 | 池 口 正 剛 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。<br>主にIT系企業を含め企業経営における豊富な経験と幅広い見地から、取締役会では議案の審議等に際して適宜必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。<br>また、任意の報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された報酬委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 |

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外監査役 | 桂 真 理 子 | <p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>      |
| 社外監査役 | 大 井 理   | <p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>          |
| 社外監査役 | 松 嶋 康 介 | <p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p> |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 14,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日程等が妥当であり、それらに基づく監査報酬が相当であると判断したためであります。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に会議の目的とすることを決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業理念、経営理念、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、「企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。遵守した行動をとるための行動規範とする。
  - イ コンプライアンスを横断的に統括するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。また、リスク・コンプライアンス委員会の委員長を代表取締役とし、コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。
  - ウ リスク・コンプライアンス委員会は当社における不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止策の展開等の活動を推進する。
  - エ 法令や定款、社内規程等に反する疑いのある行為等を従業員が通報するための内部通報制度を設置するとともに「内部通報規程」を定め、違反行為等を早期に発見し、是正するとともに、発見した場合の内部通報体制を構築し、再発防止策を講じる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ア 取締役会議事録や稟議書など、取締役の職務執行に係る文書及びその他の重要な情報について、適切に保存・管理を行うものとする。
  - イ 「文書管理規程」には保存対象情報の定義、保存期間を定め、機密度に依りて分類のうえ保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア リスク管理を体系的に定める「リスクマネジメント規程」を定め、同規程に基づくリスクマネジメント推進体制の構築及び運用を行う。
  - イ リスクの未然防止、極小化のために組織的横断的に統括するリスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、構築し、当社のリスクを網羅、総括的管理を行う。

- ウ リスク・コンプライアンス委員会はリスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、リスク管理に関する重要な事項については、取締役会において報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を遵守し、取締役会は月1回の定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- イ 「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」、「職務権限規程」には、取締役会に付議すべき事項、各取締役で決裁が可能な範囲を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- ウ 取締役の職務執行状況について、担当取締役は担当部門の管理責任を負い、適宜、取締役会に職務執行状況に関する報告を行う。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- ア 「コンプライアンス規程」「リスクマネジメント規程」を定めることにより法令遵守体制・リスク管理体制を確保する。また、業務の適正をモニタリングするため、リスク・コンプライアンス委員会を定期的を開催する。
- イ 不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
- ウ その健全な発展と経営効率の向上を図り、適正な業務の運営を維持するため、内部監査部門等による監査を実施する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア 監査役会の職務補助を行う使用人を、必要な場合には置く事が出来る。
- イ 当該使用人は、職務執行に当たっては監査役会の指揮命令を受け、取締役の指揮命令を受けない。
- ウ 当該使用人の人事評価・異動・懲戒については監査役会の同意を得た上で、機関決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ア 監査役は、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

イ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、「反社会的勢力対応規程」において、「会社が、反社会的勢力による被害を防止することにより、健全な経営を阻害する要因を排除すること、並びに反社会的勢力への資金提供を防止することにより社会的責任を果たすことを目的とする。」旨を規定し、取締役、使用人へ周知徹底するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は取締役4名、社外取締役2名の合計6名で構成されており、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、必要に応じ、臨時取締役会を開催しております。取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、組織及び人事に関する意思決定、並びに当社の業務執行の監督を行っております。

② コンプライアンスについて

当社は、コンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反があった場合に対応するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、原則として毎月1回開催しております。また、役員及び使用人に対し、社内研修を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。さらに、当社は「内部通報規程」により、相談・通報体制を設けることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 内部監査の実施について

代表取締役社長の直属組織として内部監査室を設置しており、「内部監査規程」及び内部監査室長が作成する内部監査計画に基づき、定期的に本社部門、各部門の内部監査を実施しております。監査結果については、内部監査室長が代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に対する具体的な指導とフォローアップを行っております。

④ 監査役の職務の執行について

当社の監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役2名の合計4名で構成されており、原則として毎月1回開催しております。監査役は、取締役会に出席し、経営全般又は個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、監査役会で立案した監査方針に従い、取締役の業務執行に対しての適法性を監査しております。また、監査役は、会計監査人や内部監査室と随時情報交換や意見交換を行うなど、密接な連携をとり、監査機能の向上に努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>985,244</b>   | <b>流動負債</b>    | <b>350,880</b>   |
| 現金及び預金          | 673,568          | 買掛金            | 104,217          |
| 売掛金             | 274,678          | 短期借入金          | 15,000           |
| 商品              | 22,111           | 1年内償還予定の社債     | 10,000           |
| 前渡金             | 1,280            | 1年内返済予定の長期借入金  | 64,439           |
| 前払費用            | 12,095           | リース債務          | 2,706            |
| その他             | 2,066            | 未払金            | 47,592           |
| 貸倒引当金           | △556             | 未払費用           | 8,054            |
| <b>固定資産</b>     | <b>176,934</b>   | 未払法人税等         | 36,352           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>43,259</b>    | 未払消費税等         | 22,193           |
| 建物              | 34,786           | 契約負債           | 12,956           |
| 工具、器具及び備品       | 4,447            | 預り金            | 4,218            |
| リース資産           | 736              | 賞与引当金          | 23,150           |
| 建設仮勘定           | 3,289            | <b>固定負債</b>    | <b>158,547</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>72,172</b>    | 長期借入金          | 119,727          |
| ソフトウェア          | 60,371           | リース債務          | 1,134            |
| リース資産           | 2,441            | 資産除去債務         | 37,685           |
| ソフトウェア仮勘定       | 9,358            | <b>負債合計</b>    | <b>509,427</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>61,502</b>    | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 破産更生債権等         | 432              | <b>株主資本</b>    | <b>652,752</b>   |
| 長期前払費用          | 1,740            | 資本金            | 246,017          |
| 繰延税金資産          | 12,459           | 資本剰余金          | 236,017          |
| その他             | 47,129           | 資本準備金          | 236,017          |
| 貸倒引当金           | △258             | <b>利益剰余金</b>   | <b>170,716</b>   |
|                 |                  | その他利益剰余金       | 170,716          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 170,716          |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,162,179</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>652,752</b>   |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,162,179</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

## 損益計算書

(2022年9月1日から  
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 2,008,319 |
| 売上原価         | 1,044,794 |
| 売上総利益        | 963,525   |
| 販売費及び一般管理費   | 834,136   |
| 営業利益         | 129,389   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 4         |
| 保険解約返戻金      | 11,739    |
| その他          | 386       |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 2,910     |
| 社債利息         | 50        |
| 上場関連費用       | 10,142    |
| その他          | 1,918     |
| 経常利益         | 126,498   |
| 税引前当期純利益     | 126,498   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 41,007    |
| 法人税等調整額      | △5,090    |
| 当期純利益        | 90,581    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から  
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

|         | 株主資本    |         |         |          |         |         | 純資産合計   |
|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|
|         | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利益剰余金    |         | 株主資本合計  |         |
|         |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |         |
|         |         |         |         | 繰越利益剰余金  |         |         |         |
| 当期首残高   | 99,495  | 89,495  | 89,495  | 80,134   | 80,134  | 269,124 | 269,124 |
| 当期変動額   |         |         |         |          |         |         |         |
| 新株の発行   | 146,522 | 146,522 | 146,522 |          |         | 293,045 | 293,045 |
| 当期純利益   |         |         |         | 90,581   | 90,581  | 90,581  | 90,581  |
| 当期変動額合計 | 146,522 | 146,522 | 146,522 | 90,581   | 90,581  | 383,627 | 383,627 |
| 当期末残高   | 246,017 | 236,017 | 236,017 | 170,716  | 170,716 | 652,752 | 652,752 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 3年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～6年  |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

##### ① システムサービス

システムサービスは、主にクラウドPBX「INNOVERA」を提供しております。当該サービスは、初期導入費用と月額利用課金による月額利用料の契約となっております。

初期導入費用については、初期導入のための基本設定等に対応するものであるため、顧客へのサービスの提供を開始した時点又は顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。月額利用料については、顧客に対して契約期間にわたり、クラウドPBXを提供する義務を負っております。当該履行義務は、当該サービスを提供する期間にわたり充足されると判断していることから、サービスを提供する期間に応じて均等に収益を認識しております。

##### ② 回線サービス

回線サービスは、契約に基づき、顧客に対して月ごとの利用に応じた音声伝送サービスを提供するものであるため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、サービスを提供する期間に対応する収益を認識しております。

##### ③ 端末販売

端末販売は、主にSIP電話機等の端末商品を販売しており、顧客に商品を引き渡す義務を負っております。端末商品の納品時に商品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで、投資その他の資産に区分掲記しておりました「差入保証金」(当事業年度は47,129千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度まで、区分掲記しておりました「支払保証料」(当事業年度は538千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 12,459千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の利益計画に基づく課税所得の見積りにより、回収可能性があると判断した将来減算一時差異に対して計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 87,583千円

(2) 貸出コミットメントライン契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|               |           |
|---------------|-----------|
| コミットメントラインの総額 | 100,000千円 |
| 借入実行残高        | 15,000千円  |
| 差引額           | 85,000千円  |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 282,330株        | 1,350,520株     | 一株             | 1,632,850株     |

(注) 普通株式の株式数の増加1,350,520株は、2022年9月1日付の普通株式1株につき5株の割合とする株式分割により1,129,320株、新規上場に伴う公募増資により150,000株、2023年7月25日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当増資により71,200株増加したものであります。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に基づき、必要な資金を主に銀行借入により調達をしており、資金運用については短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引については、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金、社債は、運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後2年であり、流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、財務経理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（金利変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時金利の動向を監視する等により、対応しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金繰り表を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                 | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額   |
|-----------------|----------|---------|------|
| (1) 社債 (* 3)    | 10,000   | 10,000  | —    |
| (2) 長期借入金 (* 4) | 184,166  | 184,059 | △106 |
| (3) リース債務 (* 5) | 3,841    | 3,838   | △2   |
| 負債計             | 198,007  | 197,898 | △108 |

(\* 1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\* 2) 「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\* 3) 1年内償還予定の社債は「(1) 社債」に含めております。

(\* 4) 1年内返済予定の長期借入金は「(2) 長期借入金」に含めております。

(\* 5) リース債務は、流動負債及び固定負債の合計となっております。

(注1) 金銭債権の当事業年度末日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|---------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 673,568 | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 274,678 | —           | —            | —    |

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の当事業年度末日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内   | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 短期借入金 | 15,000 | —           | —           | —           | —           | —   |
| 社債    | 10,000 | —           | —           | —           | —           | —   |
| 長期借入金 | 64,439 | 56,461      | 36,886      | 18,840      | 7,540       | —   |
| リース債務 | 2,706  | 1,134       | —           | —           | —           | —   |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区 分   | 時 価     |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|
|       | レ ベ ル 1 | レ ベ ル 2 | レ ベ ル 3 | 合 計     |
| 社債    | －       | 10,000  | －       | 10,000  |
| 長期借入金 | －       | 184,059 | －       | 184,059 |
| リース債務 | －       | 3,838   | －       | 3,838   |
| 負債計   | －       | 197,898 | －       | 197,898 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債、長期借入金

社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価により分類しております。

また固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 | 当事業年度    |
|-----------------|----------|
| 繰延税金資産          |          |
| 資産除去債務          | 11,600千円 |
| 賞与引当金           | 7,079    |
| 貯蔵品             | 4,918    |
| 未払事業税           | 3,394    |
| 未払費用            | 1,026    |
| 一括償却資産超過額       | 377      |
| その他             | 410      |
| 繰延税金資産小計        | 28,807   |
| 評価性引当額          | △12,011  |
| 繰延税金資産合計        | 16,796   |
| 繰延税金負債          |          |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △4,336   |
| 繰延税金負債合計        | △4,336   |
| 繰延税金資産の純額       | 12,459   |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                    | 当事業年度 |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率             | 30.6% |
| (調整)               |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.7   |
| 住民税均等割             | 1.2   |
| 法人税等の特別控除          | △5.4  |
| 税率変更による影響          | 1.1   |
| 評価性引当額の増減          | 0.4   |
| その他                | △0.2  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 28.4  |

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2023年6月28日の株式上場にあたり実施した公募増資の結果、資本金が増加したことにより、外形標準課税が適用されることになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、2023年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については33.9%から30.6%に変更しております。この税率変更により繰延税金資産の金額が1,340千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| サービス区分        | 当事業年度     |
|---------------|-----------|
| システムサービス      | 636,653   |
| 回線サービス        | 1,077,709 |
| 端末販売          | 251,063   |
| その他           | 42,892    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,008,319 |
| その他の収益        | —         |
| 外部顧客への売上高     | 2,008,319 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当事業年度   |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 242,932 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 274,678 |
| 契約負債（期首残高）          | 13,216  |
| 契約負債（期末残高）          | 12,956  |

契約負債は、それぞれのサービスにおける契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、13,216千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想させる契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 399円76銭

(2) 1株当たりの当期純利益 62円63銭

(注) 当社は、2022年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年10月18日

株式会社プロディライト  
取締役会 御中

### 仰星監査法人

大阪事務所

|                |       |    |    |
|----------------|-------|----|----|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 平塚 | 博路 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 坂戸 | 純子 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロディライトの2022年9月1日から2023年8月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月19日

株式会社プロディライト 監査役会

常 勤 監 査 役 田 坂 哲 史 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 桂 真 理 子 ㊟

社 外 監 査 役 大 井 理 ㊟

社 外 監 査 役 松 嶋 康 介 ㊟

## 株主総会会場ご案内図

会場： 大阪市中央区北浜一丁目8番16号  
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム  
TEL 06-6202-2311



(お願い) 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

[交通のご案内]

地下鉄堺筋線「北浜駅」 1B出口 (地下道直結)

京阪本線「北浜駅」 28出口 (地下道直結)

地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」 徒歩約7分 27出口 (地下道直結)